

消費者委員会メールマガジン 配信中！

～ぜひご利用ください～

☆会議開催案内などの新着情報をいち早くお届けします！

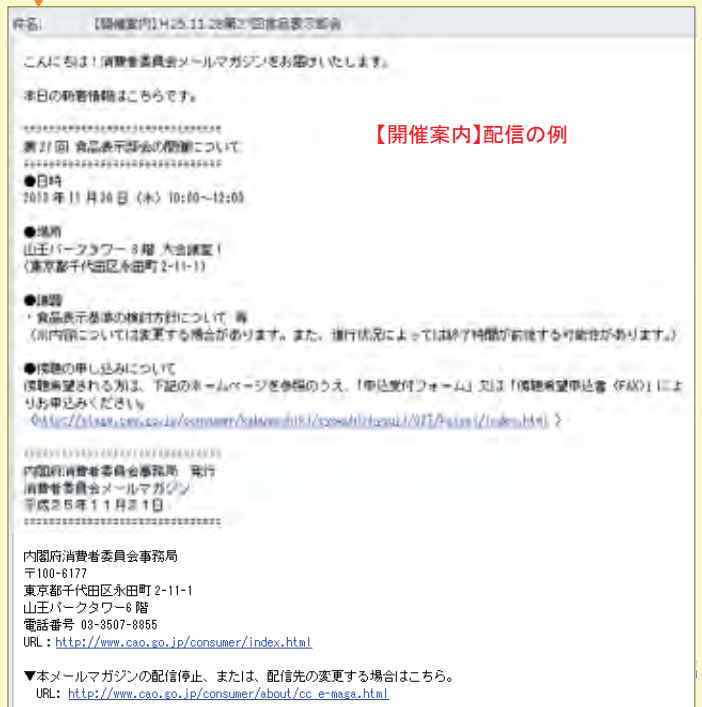
- ⇒ ホームページへの掲載直後にメールを配信いたします。
- ⇒ 届いたメールの内容があなたの気になる情報か、ひと目でわかるタイトルでお届けします。



トップページのリンクをクリック、「消費者委員会メールマガジンの御案内」ページから配信登録ができます。

メールタイトルでは、以下のようなイメージで、発信情報をわかりやすくお知らせします。

- 【開催案内】H25.11.28第27回食品表示部会
- 【建議】詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議
- 【意見】商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見



▼消費者委員会ホームページ

<http://www.cao.go.jp/consumer>

こちらのQRコードから消費者委員会ホームページへアクセスできます。



消費者委員会事務局 お問い合わせ先：03-3581-9176
〒100-8970 千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館8階

消費者委員会における当面の主要課題

平成28年12月10日
消費者委員会

1. 主に委員会本会議で検討を行うもの

(1) 建議・提言等

(現時点における主な関心テーマ)

- 身元保証等高齢者サポート事業に関する検討

(2) 消費者基本計画の検証・評価・監視

- 基本計画工程表の具体的施策の進捗状況や成果・課題等について、関係省庁等よりヒアリングを実施
- 現行計画（平成27年度～平成31年度）工程表の改定に向けた意見表明

(3) これまでの建議のフォローアップ

- 「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」のフォローアップ

※その他の建議・提言等についても、基本計画の関係省庁等ヒアリングの機会等を活用しつつ、必要に応じフォローアップを実施

2. 主に下部組織で検討を行うもの

(1) 食品表示部会における調査審議

- 加工食品の原料原産地表示検討会「中間とりまとめ報告書」が11月末に出され、今後、消費者庁より諮問予定の「食品表示基準案」について調査審議

(2) 新開発食品調査部会、新開発食品評価第一・第二調査会における調査審議

- 特定保健用食品の表示を内閣総理大臣が許可しようとするとき等において、諮問に応じて当該食品の安全性や効果を調査審議

(3) 公共料金等専門調査会における調査審議

- 公共料金等に関する重要事項（個別公共料金の料金改定の妥当性、料金決定過程の透明性や料金の適正性確保など公共料金の横断的課題等）について調査審議
- 当面は、電力小売全面自由化が消費者にもたらす影響の検証や、都市ガスの小売全面自由化の課題に関する検討に加え、電力会社6社（北海道、東北、中部、関西、四国、九州）の電気料金値上げ後のフォローアップを実施

(4) 消費者契約法専門調査会における調査審議

- 平成27年12月に取りまとめられた専門調査会報告書において「今後の検討課題」とされた「勧誘」要件の在り方、不利益事実の不告知、困惑類型の追加、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型、不当条項の類型の追加等の論点について、今後、さらに調査審議を行う

※平成26年8月に内閣総理大臣より諮問のあった消費者契約法（平成12年法律第61号）における契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方について調査審議。平成27年12月に専門調査会報告書を取りまとめ、平成28年1月に答申を发出。同年の通常国会に、消費者契約法改正法案が成立

(5) 消費者安全専門調査会における調査審議

- 消費者庁に集約されている生命・身体に関する事故情報の活用等の在り方について調査審議

(6) 成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループにおける調査審議

- 平成28年9月に消費者庁長官より意見の求めを受け、民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる18歳・19歳の消費者被害の防止・救済のための対応策について調査審議。年内を目途に報告書を取りまとめる予定

3. 地方・関係団体等との連携

- 消費者問題シンポジウムの開催
- 消費者団体等関係団体との意見交換会の開催

(以上)

消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見

平成 24 年 12 月 25 日
消費者委員会

「消費者教育の推進に関する法律」(以下「推進法」)が、本年 8 月 10 日に可決・成立し、12 月 13 日に施行された。また、年明けには推進法に基づく「消費者教育推進会議」(以下「推進会議」)が発足し、消費者教育の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」)の策定に向けた調査審議が開始される見通しである。

基本方針は、消費者教育の推進についての、意義及び基本的な方向、内容、関連する他の消費者政策との連携等に関する事項を定めるものであり、また、各地方自治体が今後、「消費者教育推進計画」を策定する際の指針となるものであることから、その内容については、政府の消費者行政全般に対する監視機能を有する当委員会としても高い関心を持っている。

このため当委員会は、推進会議が発足し、基本方針の案の作成に向けた検討に着手するのに先駆けて、学識経験者、地方自治体、消費者団体等から、消費者教育の現状と今後の課題等についてヒアリングを行うとともに、消費者基本計画の関係省庁ヒアリングの一環として、消費者庁及び文部科学省より、現在の取組状況等についての報告を受けた。これらの結果を踏まえ、当委員会としては、政府が基本方針の案を作成するに当たって特に重視すべき視点として、以下の事項を指摘する。今後発足する推進会議におかれては、これらの事項について十分に議論を深め、消費者教育を着実に推進するための明確かつ実効的な方針を速やかにご提示いただくことを期待する。

なお、推進法は、政府が基本方針の案を作成しようとするときには、当委員会等の意見を聴かなければならない旨を規定している。このため当委員会としては、作成された基本方針の案について政府に報告を求めるとともに、以下の指摘事項について十分な対応がなされているか検証を行った上で、再度意見を述べることとする。また、基本方針の策定後においても、これに基づく取組が十分かつ効果的に行われているかについて引き続き注視し、必要に応じて意見表明を行う予定である。

記

1. 推進会議においてご留意いただきたい事項

(1) 実質的かつ有効な調査審議の実施

消費者教育を総合的、体系的かつ効果的に推進していくためには、基本方針の案の作成に際して、消費者教育に関わる多様な主体がこれまでの活動を通じて蓄積してきた経験、知見、ノウハウ等を最大限に活用していくことが重要である。このため、推進会議において基本方針の案を検討するに際しては、十分な開催回数・審議時間を確保するとともに、委員間で実質的かつ有効な調査審議が行われるよう十分に配慮されたい。

なお、推進会議による以上のような活動を支えるため、消費者庁における消費者教育施策担当部署の拡充・強化を図るとともに、消費者庁や文部科学省をはじめとする関係省庁間における実効的な連携体制を構築されたい。

(2) 現場の実情に即した調査審議の実施

推進会議において基本方針の案を検討するに際しては、学校や地域等の現場の実情を十分に踏まえた形で調査審議を進められたい。(特に、各地方自治体の消費者行政担当部局や教育委員会、学校等が実際にどの程度消費者教育・啓発活動に取組み、どのような課題を抱えているのか等について実態の把握を行い、その現実的な改善策を策定することが重要である。)

2. 基本方針の案を検討する際に議論を深めていただきたい論点

(1) 消費者教育の意義・理念の周知・浸透

推進法に「消費者市民社会」の概念が初めて明記され、消費者教育の基本理念が明確化されたことを踏まえ、これらの意義や理念を広く周知・浸透させるための具体的かつ効果的な方策について検討されたい。

(2) 消費者教育の内容・実施方法等の速やかな具体化

推進法の成立を機に消費者教育を着実に前進させるためには、その内容や実施方法等について早期に具体化を図ることが必要である。このため、消費者教育を通じて優先的に提供すべき知識・情報等を明確にし、モデルとなる具体的指導事例の収集・提供の在り方等について検討されたい。

また、消費者教育の現場の観点に立てば、環境教育、食育、金融経済教育、法教育、国際理解教育等の関連分野と有機的な連携を図りつつ実施することが効率的かつ効果的であることから、これを実現するための関係機関間の連携の在り方や教材・指導方法の在り方等について検討されたい。

(3) 消費者教育を実施する担い手の育成・確保

消費者教育の現場における課題として、指導者や講師となる人材が不足しているほか、教員の関心が必ずしも高くない等の問題が指摘されている。

このため、消費者教育に係る教員育成カリキュラムの創設や研修の充実、消費生活相談員の講師への活用等、消費者教育に対して高い意欲を有する担い手を育成・確保するための効果的な方策について検討されたい。

(4) 学校教育分野における関係部局の連携強化

学校教育分野における消費者教育を進展させるためには、各地方自治体の消費者行政担当部局と教育委員会等との間の連携強化が不可欠であるが、現状では積極的に連携を図るための取組や仕組みが必ずしも十分であるとはいえない。

特に推進法施行の初期段階においては、国が責任をもって推進法の趣旨や重要性について各地方自治体の関係部局に理解を求めるとともに、関係部局間での連携を促進するための措置を講ずることが必要と考えられることから、これを具体的かつ効果的に行うための方策について検討されたい。

(5) 地域協議会を実効的に機能させるための仕組みの構築

推進法により、各地方自治体に消費者教育推進地域協議会（以下「地域協議会」）の設置についての努力義務が課せられたが、多くの地方自治体や学校教育の現場では、恒常的に財源・人員不足の問題に直面しており、新たに地域協議会を立ち上げることによる負担の増加や地域協議会による取組の実効性について懸念する声が聞かれる。

このような現場の実情を踏まえ、既存の取組・枠組等の有効活用や地域協議会の活動への支援等、地域協議会を実効的に機能させるための方策について検討されたい。

また、地域における取組を通じて、現在、学校等において教育を受けていない消費者（幼児、成人、高齢者等）に対して消費者教育・啓発を行うための効果的な方策についてもあわせて検討されたい。

(6) 消費者教育・啓発に係る自治体間格差を生じさせないための支援

消費者教育・啓発分野では、これまでに具体的取組を行ってこなかった地方自治体もあり、先導的な取組を行っている自治体との間には大きな格差が存在する。取組が不十分な自治体を底上げし、自治体間格差を是正するため、教材や指導方法、担い手の育成・確保等の各面において、必要な支援策を検討されたい。

また、消費者教育・啓発の現場である市区町村や学校、関連団体等への支援を行うに当たっては、国・都道府県間の役割分担の在り方について十分に検討されたい。

以上